

- 資産運用
- 年金財政
- 年金制度
- その他



【退職給付会計】

近年増加傾向にある「定年延長」、退職給付会計への影響は？

近年、定年年齢を引き上げる企業が増えています。定年年齢の引上げ（以下、定年延長）は退職金制度の見直しにつながり、退職給付会計に影響を与える可能性があります。さらに、見直しの内容によっては財務諸表の数値が大きく変動する可能性もあるため注意が必要です。今回は、定年延長後の給付設計の例を紹介し、退職給付会計への影響について説明します。



年男(としお) 人事・勤労部門の若手社員。昨年から退職金・企業年金を担当する。おっとりした面もあるが、前向きに勉強する青年。



数子(かずこ) 退職金・企業年金担当のベテラン社員。初めての部下、年男を育成中。その熱心さゆえ、厳しい面が出てしまうこともあるが、後輩想いの女性。

定年延長は増加傾向 約4社に1社が定年年齢65歳以上

最近、定年延長の話題をよく耳にしますが、そもそも定年を延長すると企業にとってはどんなメリットがあるのでしょうか？

ベテラン社員を引続き雇用することで人手を確保できるなどのメリットが考えられるわ。高年齢者雇用安定法*の改正もあって定年を延長する企業は増えているの。

*「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の通称

＜高年齢者雇用安定法の改正概要＞

(2013年4月施行)
65歳までの雇用機会の確保

- ・65歳までの定年引上げ
- ・65歳までの継続雇用制度の導入
- ・定年制の廃止

上記のいずれかを
実施する必要あり

義務

(2021年4月施行)
70歳までの就業機会の確保

- ・70歳までの定年引上げ
- ・70歳までの継続雇用制度の導入
- ・定年制の廃止

その他、雇用によらない
選択肢あり

努力義務

＜定年年齢が65歳以上の企業の割合＞



年々増えているのですね！当社も実施したいけど、具体的には何を検討すればいいのだろう…？

新定年までの業務内容や役割、人事評価、給与、退職金など、検討事項は盛りだくさんよ。



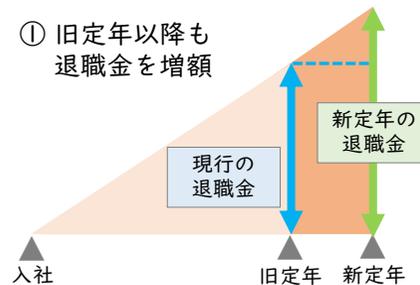
定年延長後の退職金をどう設計するか？

ここでは、定年延長後の退職金制度の給付設計について見ていきましょう。2つの例を紹介するわね。

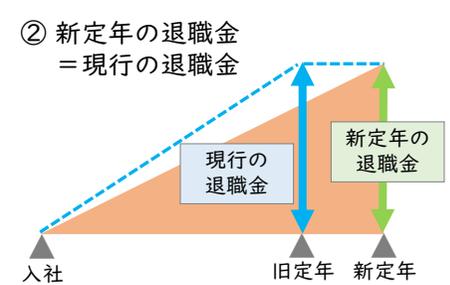


＜給付設計の例＞

① 旧定年以降も退職金を増額



② 新定年の退職金 = 現行の退職金



①は旧定年以降も退職金を増やす設計で、②は新定年で現行の退職金に到達するように見直す設計よ。



なるほど。従業員のことを考えると、①のように長く働いてくれた分退職金が増える設計とする方が良さそうですね！

従業員から見れば良いけど、会社の負担もよく考える必要があるわ。見直し内容はいろいろなメリット・デメリットを踏まえて検討する必要があるけど、意外に見落としがちなのが**退職給付会計への影響**よ。



退職給付債務がどう変わるか まずはご相談ください



退職給付会計への影響か…、どんな影響があるのでしょうか？

制度を見直して退職給付債務が変動すると、退職給付費用などの財務諸表の科目に影響を与えるわ。



？退職給付債務か。例えば、先ほどの給付設計の例①のように退職金が増えれば増えて、②のように退職金が変わらなければ変わらないですよね？

そうとは限らないわ！計算の仕組み上、①でも増やす水準によっては退職給付債務が減る場合もあるし、②では減るのが一般的ね。



結局、退職給付債務がどう変わるかは退職給付債務の計算方法や制度の見直し内容によるの。大切なのは、退職金制度を見直す際は**退職給付会計への影響も考慮**すること。まずは専門家に相談してみましょう！



そうですね！スミセイさんには退職給付会計に精通した専門家がいると聞いているので、さっそく相談してみよう！

定年延長以外に退職給付会計に影響を与える事例

- ✓ 給付設計の変更（定年延長に限らない）
- ✓ 簡便法から原則法への切替
（新規採用や合併などにより従業員数が300名を超える場合など）
- ✓ 確定給付企業年金（DB）から企業型確定拠出年金（企業型DC）への移行

— 上記をご検討の際は、ぜひ当社にご相談ください —



退職給付債務の計算方法 – 原則法と簡便法の違い –



退職給付債務の計算にあたっては、原則的には将来の給付等の予測が必要になります（**原則法**）。しかし、原則従業員300名未満の企業が次の二つの要件のいずれかを満たす場合は、簡便的に「自己都合要支給額」や「DB制度の数理債務」を使用することなどが認められています（**簡便法**）。

- ✓ 高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合
- ✓ 退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合

退職給付債務の計算方法		制度変更による変動分の費用処理
原則法	将来の給付等を予測して計算	一定期間に分割して計上（一括で計上する場合もあり）
簡便法 （目安：従業員300名未満）	自己都合要支給額やDB制度の数理債務の使用など	発生年度に一括で計上

原則法と簡便法では、制度変更による退職給付債務の変動分の費用処理方法にも違いがあります。制度変更による変動分について、原則法では一定期間に分割して財務諸表に計上することが可能であるのに対し、簡便法では発生年度に一括で財務諸表に計上する必要があります。

住友生命の退職給付債務計算サービスをぜひご利用ください

- 日本基準・国際会計基準・米国会計基準に対応
- 申込書およびデータのご提出から約1カ月でスピーディーにご報告
- ISAE3402/SSAE18レポート※1を無償でご提供
- 豊富なオプション資料※2をご用意

※1 財務諸表に係る内部統制の有効性評価

※2 個人別結果明細、決算用の会計補助資料、給付額予測計算（米国会計基準）等

退職給付債務計算に関してお困りの点がございましたらお気軽にご相談ください。

E-mail: pbo@am.sumitomolife.co.jp

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2023年11月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

あなたの未来を強くする



【住友生命保険相互会社】
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8630(年金数理室)
〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>